

西宮市立一般墓地の返還の流れについて

西宮市が管理している「西宮市立一般墓地」を返還(墓じまい)する場合は、以下の手続きを行ってください。

墓石等を解体して更地に戻し使用墓所を市に返還していただきます。また、墓じまいの際は、必ずご親族等と協議し合意のうえでお手続きください。

届出者は、使用者(名義人)となります。但し、使用者が死亡している場合は、事前に、承継(名義変更)手続きを行った上で、使用者(名義人)から届出をしてください。

■一般墓地使用者(名義人)が届出する場合の提出書類

(1)返還の届出

- ①「一般墓地返還届」(押印してください)
- ②「一般墓地使用許可書」(見当たらない場合は「紛失申立書」をご提出ください。)
- ③ 委任状(業者に手続きを委任する場合のみご提出してください)
- ④ 本人確認資料(運転免許証)など

(2)改葬の申請(手数料は1体につき300円)

(3)墓石等の撤去工事の届出(※撤去工事に関する届出については、通常石材業者等が行います。)

- ①「工作物等設置届」(墓石等撤去工事施工の7日前までに各墓地管理事務所へ提出してください)

問い合わせ先

住 所：〒662-0918 西宮市六湛寺町 3-1 東館 7 階 西宮市 斎園管理課
電話番号：0798-35-3306

届出にあたっての注意事項

- 一般墓地返還手続きを業者に委任される場合は委任状を適宜作成し記入、押印してください。
- 一般墓地返還手続きについては、斎園管理課事務所のみで受け付けています。
(各墓地管理事務所では、一般墓地の返還届は申請できません。)

○ 改葬許可の申請について【各墓地管理事務所では、申請できません】

改葬許可の申請は、西宮市に納骨の届出がなされている方に限られます。

実際には納骨されていても、届出がなされていないと改葬の許可は出来ませんので、その場合は新たに納骨の届出をしたうえで改葬許可の申請をしてください。

※返還にあたっては、あらかじめ納骨(埋蔵)記録について斎園管理課又は各墓地管理事務所にお問い合わせください。

改葬許可申請については、西宮市斎園管理課 (Tel 0798-35-3306)にお問い合わせください。

※改葬許可申請の手続き場所は、西宮市斎園管理課【東館 7 階】のみとなります。

○ お墓の工事(植樹関係を含む)をするとき

お墓の工事を実施される際は、事前に現地墓地管理事務所にご相談の上、「工作物等設置届」を工事に着工する3ヵ月前から7日前(土・日・祝日を除く)までに申請し、工事の許可を受けてください。

- 西宮市立満池谷墓地管理事務所 Tel (0798) 74-4199
- 西宮市立甲山墓園管理事務所 Tel (0798) 71-8112
- 西宮市立白水峡公園墓地管理事務所 Tel (078) 904-1758

- 本市の市立墓地に関する工事の指定業者はありません。

- 返還する区画が傾斜地にあるなど、基礎部分の撤去の範囲などがわかりにくい場合は各墓地管理事務所
に事前にご相談ください。

- 施工に際しては、墓地の施設や他人の墓碑等を損傷しないように細心の注意を払ってください。